

文書館だより

ふみくら

文庫

第14号

2008年7月1日発行

藤沢市文書館

Fujisawa city archives

〒251-0054 藤沢市朝日町12-6
TEL 0466-24-0171 FAX 0466024-0172

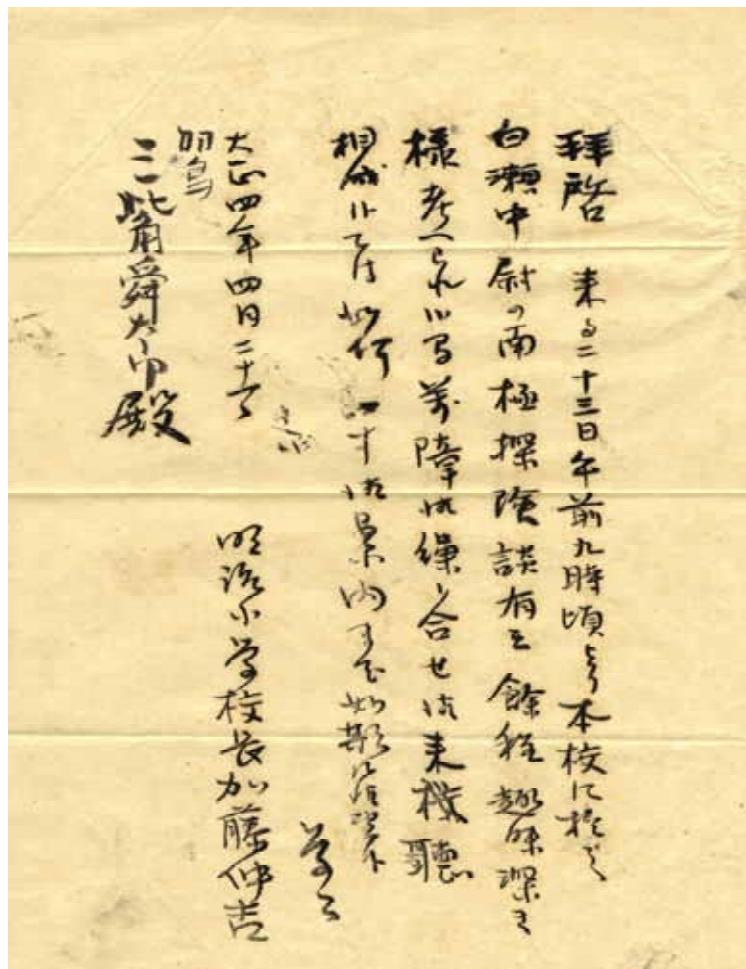
(読み下し文)

拜啓 来る二十三日前九時頃より 本校に於て
白瀬中尉の南極探検談有之(これあり) 余程趣味深き
様考へられ候間(そろうあいだ) 万障御繰り合わせ
内相成(あいなり) 候ては如何(いかが) 一寸(ちよつと) 御案
後來聽(あいなり) ままで 如斯(かくのごとく) に御座候」

草々

羽鳥大正四年四月二十一日
三觜舜太郎殿

明治小学校長加藤仲吉



白瀬(のぶ)中尉の南極探検講演案内チラシ(左)とその読み下し文(右)

【写真解説】

これは、大正4年(1915)に明治小学校長の加藤仲吉から、町会議員の三觜舜太郎あてで出されたものです。白瀬は、明治43(1910)年11月に日本を出発、さまざまな困難の中で明治45年1月28日に南緯80度5分・西経156度37分に到達、周辺を「大和雪原(やまとゆきはら)」と命名します。しかし帰国した彼に残されたものは、約4万円もの借金でした(現在の物価換算で1億4千万円から2億円)。その返済のため、白瀬は二女タケコとともに、南極で撮影した映画をもち、大正3年から全国講演の旅に出るのでした。(中村)

(参考:『豊田市郷土資料館特別展 白瀬中尉の南極探検』(豊田市教育委員会、2003年))

目次

白瀬中尉の南極探検講演案内チラシ 1
旅人が見た江戸時代の藤沢(4) 2

ご存知ですか? 市役所の要塞地帯標 3

連載・古文書の読み方(第14回) 4

編集後記 4

旅人が見た江戸時代の藤沢（4） - 江ノ島屏風石に關することども -

江戸時代に“江之島靈跡建寺之碑”と呼ばれた碑石が、現在も江ノ島の辺津宮に残っています。今回は、この石碑について、江ノ島を訪れた旅人達がどのように書き残しているのかを紹介していきたいと思います。

屏風石について

この石は、江戸時代の地誌『新編相模國風土記稿』に「江島建寺碑」として紹介され、横二尺七寸（約81cm）、高さ五尺（約150cm）許、厚さ四寸（約12cm）、「大日本國江島靈跡建寺之記」と篆刻され、雲龍の彫刻がある「極て奇物なり」と書かれています。また同書には、地元では「江島屏風石」とよばれているとも書かれています。碑石の状況については、「座石は見えず、土中に堀埋て建り、碑文の所中より折るを継合せたり」とされ、台座はなく、折れた石碑が継ぎ合わされている様子が書かれています。

また『江ノ島縁起』によれば、この石は下ノ宮を開基した慈悲上人（良真）が、宋の慶仁禪師から「江の島は觀音垂跡の地たり、則ち東方の名刹」との教えを受け、石碑ごと中国から持帰ったものと伝えられています。

旅人の見た屏風石

屏風石は、古くは延宝2（1674）年に江ノ島を訪れた徳川光圀によって、土御門天皇（在位1198～1210）の頃に「慈悲〔上人〕ノ宋ヨリ」持ってきたものだと書きしるされています。「今ハニツニ折レテアリ」と書かれていて、石はこの時すでに二つに折れてしまっていたようです。

寛政9年（1797）に江ノ島を訪れた、下野国の大山藩の医者田良道子明甫によると、「碑文の所中より折て継合て建たり」とされているので、光圀来訪からの間に誰かが、建て直したのでしょう。

江戸の僧、十方庵大淨も『遊歴雜記』1800において、この石を「是古雅風流の一奇品たり」と評し、碑文が剥落してよめなくなっている事を、「惜しむべきの甚だしき也」として、その価値を認めています。

この後も、安政2（1855）年に江ノ島を訪れた清河八郎が「唐人より贈りし石碑あり」と書き残すなど、江戸時代を通じて江ノ島名物の一つでした。

『中陵漫録』の見解

佐藤成裕〔中陵、1762～1848〕は、江戸青山の植木屋の息子ともいわれていますが、まねかれて薩摩藩、米沢藩、備中松山藩、水戸藩などの諸藩に赴くななど、見聞の広かった人物です。本草学とは、植物だけでなく様々な自然のモノを対象とする学問ですが、本草学者である中陵は、屏風石を他の旅人達とは少し違う視点から見ています。

中陵の隨筆『中陵漫録』（文政9年）では「江ノ島碑」という項目を建てて、屏風石についてが考察されています。

余、始て至る時、其文字甚（はなは）だ明なり。後、至て見れば見えざる処あり。其後又、至て見るに更に見る処なし。僅（わずか）に二十年の間に滅するは石の柔なる故なり。

と記し、中陵が始めにこの碑を見てから20年の間に、碑文がかすれて見えなくなってしまったと書き、その要因として、碑石に使われた材質が柔らかかったのではないかと考えています。

また考察は、この石の来歴についても進められ、

余、此石を諸州に尋るに、未だ舊（かつ）て見る事なし。後、伯州〔伯耆国：現鳥取県西部〕の米子の城後の寺院の江辺の岩石、全（是と同質なり）。余始て宋の石と同様なるを悦ぶ事斜（なら）ず。

〔中略〕又筑前阿弥陀経の石も亦た相類す。是に因て疑ふ。阿弥陀経の石及び江島の碑は、蓋（けだ）し肥前及薩海の辺の石にて作りたる也と。尤（もっとも）其彫刻は他の人なれども、實に彼地の石ならずや。

江ノ島屏風石の石材は、中陵が今までに見たことも無い石でしたが、その後、山陰地方の米子でも見ることができたようです。はじめは中国の石と同じ石が見つかったと喜んだ中陵でしたが、その後、長崎や筑前でも同じ石が見つかり、屏風石も肥前か薩摩の辺りでとれた石で作られたのではないかと書いています。

この項目は、「世に此類多し。こゝに於て疑を容る」とまとめられており、中国から運ばれたとされる屏風石が、実は国内で作られたものだったのではないかという、中陵独自の見解を示しています。

現在の屏風石

現在の屏風石には、座石があり、雨覆がつけられています。この覆いには「当碑文之雨覆并基盤石造立寄進」と彫られ、元禄14年（1701）12月吉日の日付と、「施主 嶋岡検校代」「別當 法師恭順」の名前が確認されています。

江戸時代の記録には、座石や雨覆の話は一切触れられていませんでした。ひょっとするとこの辺りにも、いろいろと疑ってみる余地があるのかも知れません。（加藤）

参考文献

佐藤中陵『中陵漫録』（『日本隨筆大成 第三期3』吉川弘文館）



宋国伝來の碑(江島屏風石)

ご存知ですか？市役所の要塞地帯標

市役所の本館玄関に向かって左側の植え込みに写真のような石柱が立っていることをご存知でしょうか。実はこれは、「要塞地帯標」といって、軍事施設である要塞の近隣区域において、違反行為を制限するために建てられた標識の一つなのです。この石柱の他の面には「海軍省」「第一四号」「昭和十六年七月三十日建設」という文字が刻み込まれています。これは藤沢市だけに残るものではなく、インターネットで「要塞地帯標」として検索すると、三浦半島の山中など全国各地に存在するのが、関連の探訪記や写真などからわかります。

戦前の日本には「要塞地帯法」という法律がありました。これは明治32年(1899)7月14日に公布されたもので、要塞地帯を「国防ノ為(ため)建設シタル諸般ノ防禦官造物ノ周囲ノ区域」(同法第1条)と定義し、重要度に応じてその周辺を第一区～第三区に別け、要塞を構成する砲台などの各軍事施設を基点としてそれぞれ線で結び(これを基線といいます)、その基線からの一定距離に応じて区分していました。

制定初期では、第一区＝基線から250間(約450メートル)以内、第二区＝基線から750間(約1360メートル)以内、第三区＝基線から2250間(約4090メートル)以内とされていました。そして、要塞司令官の許可のない測量・撮影・模写等の禁止(同法第7条・第一区～第三区内に該当)、要塞司令官の許可のない家屋・倉庫等の改築・増築の禁止(同法第14条・第一区～第二区内に該当)など、事細かな禁止事項がありました。そのため、戦前の三浦半島などを撮影した絵葉書などには「東京湾要塞司令部許可」と印刷されたものがあるのです。

また、同法第9条では要塞司令官の許可のない漁猟や採集が禁止されました。しかし、それを知っていたとしても、生活のために密漁を行う者が後を絶ちませんでした。例えば大正12年(1923)8月9日付の『横浜貿易新報』記事では、走水低砲台下の禁漁区域内で、海草5貫目を採取した漁師の話が紹介されています。

また、家族連れの観光客が山や海を背景に写真を撮っただけで、知らないうちに法に違反するということすらあり、たとえ知らなかつたとしても、写真を所持していた者には最高で禁固1年という重い刑罰が待っていました。しかも、撮影や模写をしなくとも、「観察」しているとみなされただけで、要塞地帯法違反とされることもありえました(同法第8条に該当)。

ちなみに、これは他地域の例ですが、要塞地帯の地形がわかるということで、昭和10年には歌川(安藤)広重の浮世絵「阿波鳴門之風景」が発禁処分を受けた事例もあります。

さらに、この法律が厳しいところは、仮に未成年者であったとしても、法定代理人(ほとんどの場合は親になります)が代わりに罰せられるのです。その場合は、どのケースであっても罰金刑に処せられるのですが、何も知らない子どもの行為で親が罰せられるというのは、今日の私

たちにとっては想像もつかないことです。

そして、何回かの改正の後、要塞地帯法は昭和15(1940)年に最終改正されます。これにより、要塞地帯は第一区＝基線から1000メートル以内、第二区＝基線から5000メートル以内、第三区＝基線から1万5000メートル以内に拡大されました。しかも、最高刑で3年以下の懲役または3000円以下の罰金となりました。昭和15年当時のそばの値段がもり・かけ1杯15銭で、天井が50銭だったのですから、非常に重い罰則だったと思われます。市役所の中にある要塞地帯標は、建設されたのが昭和16年7月ですから、この最終改正を受けた形で設置されたものと思われます。

なお、要塞地帯法の条文全文をご覧になりたい方は、国立公文書館アジア歴史資料センター(<http://www.jacar.go.jp/>)を検索し、簡易検索で「要塞地帯法」と入力し、件名で「御署名原本・明治三十二年・法律第百五号・要塞地帯法」と記されてあるものをクリックし、「画像閲覧」の項目をクリックすれば、通常でもJPEGで閲覧できます。(中村)

(参考文献：堀場瓦「要塞地帯法と軍機保護法 要塞を守るための峻厳なる法律」『歴史群像特別編集『日本の戦争遺跡』シリーズ 日本の要塞 忘れられた帝国の城塞』学習研究社、2003年 『昭和の歴史別巻 昭和の世相』小学館、1983年)



市役所の要塞地帯標



切梅村	一家人数	一隣年小村
支丹之外	数拾八	天入田
類族二	人數七	村々塚内
無產二	拾軒	嶽会畠
御物御座候	壱人	境道村二院之翻
海岸附	内寺	普宮鎌寺場儀刻
無御座候	内寺	但南東西
馬牛正	式拾四	シ者者仕村往來
六無御座候	男女四	候弥勒御會
江八町程	拾四	高城尤勒寺座
馬牛正	人四	谷廻往寺座
江八町程	附拾四	還村五此道
馬牛正	人四	ケ三村村程
江八町程	附拾四	北掃除組場者
馬牛正	人四	南北者者當村
江八町程	附拾四	北御掛村二
馬牛正	人四	江関柄ツリ二
江八町程	附拾四	谷沢座
馬牛正	人四	町村村候
江八町程	附拾四	御高谷
馬牛正	人四	候村

解答と解説

この「村明細帳」は、「相模国鎌倉郡渡内村」(現：藤沢市渡内)について書かれたものでした。

村名を特定するためには、「隣村境」という項目に、「東は城廻村、西は梅沢村、南は高谷村、北は関谷村」と書かれていて村の位置が推測できることや、俗に村岡郷五ヶ村と呼ばれる、高谷村・小塚村・宮前村・弥勒寺村(渡内村を加えて五ヶ村)と組合を形成していることが、大きなヒントになります。

この「村明細帳」は、安政七(万延元：1860)年九月に作成された村明細帳です。これによると渡内村は、鎌倉の天嶽院領30石と、元大久保様上知が91石3斗1升、元加藤様上知が60石5斗5升5合で、合計181石8斗6升5合の村であったことがわかります。石高が分割して書かれているのは、渡内村が複数の領主を持つ相給(あいきゅう)村と呼ばれる村であったためです。この内、「元大久保様上知(あげち)」とされている分は、享保十三(1728)年に下野烏山藩主大久保氏の領地となっていた土地が召し上げられ、外国船の来航に備えて相模湾の沿岸警備を行った諸藩に一時的に与えられていた分であり、慶応三(1867)年には江川太郎左衛門代官所の支配になっています。

また、江戸まで12里の距離であること、村内には二伝寺と慈眼寺の2つの寺院があり、村鎮守である山王社や村岡稻荷、久六稻荷などがあること、梅干しの外に特産物がないことに、田植の時期や植えるお米の種類にいたるまで、村明細帳には様々な情報が記載されています。

また村明細帳は役所から回されてくる雛型に合わせて作成されることが多いので、「切支丹類族無御座候」のように、「～はありません」と書かれた項目も多くみられます。

なお、この明細帳の全文は、『藤沢市史料集(十一) 村明細帳・皇國地誌村誌』に収録されています。興味をお持ちの方は、是非一度、お手にとって御覧ください。(加藤)

編集後記

今回は、日本の南極探検のパイオニアであった白瀬中尉の講演会案内チラシを表紙に取り上げました。一見ありふれたものではありますか、彼が全国各地で講演を行った理由を調べると、一枚のチラシでもその背景にある歴史の重みが感じられます。

市役所内にある要塞地帯標は、江の島道の道標などと比べると、顧みる人も少ないでし

ょう。しかし、それが配置された時代は、まさに戦争の時代でした。その意味でこの標識は、近代日本の姿の一面を如実にとらえた資料の一つとみてよいのではないかと思われます。「平和」という言葉があまりにも軽くとらえられるがちである今日、今後ともこのような資料に注目していきたいと考えています。

(中村)